

その他農林水産分野に係る検討状況について

平成 28 年 5 月
農林水産省

総合的な T P P 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）の「検討の継続項目」のうち、農林水産省において検討を進めることとされた 9 つの項目について、現時点の検討状況は次のとおりである。

農林水産省においては、今秋のとりまとめに向け、各項目の検討をさらに深めていく。

1 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

【現状・課題】

- 農業就業者は 70 代以上が 4 割強を占め、極めてアンバランスな年齢構成となっており、農業内外からの青年層の新規就農を増大することが必要となっている。
- 人材力は、経営力、技術力、労働力から成るが、農業の成長産業化を図るには、経営力を重視していくことが必要。
- 経営力に関し、農業者が経営ノウハウを習得できる機会が不足している。
- 技術力に関し、熟練農業者のリタイヤが進む中、新規就農者等へ技術（生産ノウハウ）を円滑に継承していくことが必要である。また、大学・研究機関の研究成果が現場で十分に活用されておらず、技術開発も現場ニーズを踏まえて行い、実装するところまで十分に行われていない。
- 労働力に関し、収穫などの作業ピーク時における労働力不足が顕在化しつつある。

【今後の検討の方向性】

<経営力>

- 農業者が営農しながら、経営ノウハウを学びやすい環境を整備することが必要であり、これらについて、具体的な方策の検討を進める。

<技術力>

- 新規就農者等による効率的な技術の習得が可能となるシステムを整備することが必要である。また、農業経営者が、技術面での支援を必要とする場合は、大学・研究機関等を活用できるようにすることが重要である。加えて、I C T をはじめ、生産性向上の源泉である技術の革新についても、現場の農業者が実装するところまで進める必要があり、これらについて、具体的な方策の検討を進める。

<労働力>

- 技術レベルとの相関関係はあるものの、農業の成長産業化のためには、一定の労働力は必要であり、外国人の活用等について、具体的な方策の検討を進める。

<次世代人材の確保>

- 次世代人材投資としての施策について、具体的な検討を進める。

2 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し

【現状・課題】

- 人口減少や高齢化、大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加、農地中間管理機構の活動の本格化等の農業・農村の構造の変化に伴い、土地改良事業の実施、農地や農業水利施設の管理、土地改良区の組織運営に際しての関係者の意識やニーズ等に影響が生ずることが想定される。
- そうした中、農地の担い手への集積・集約の加速化が求められていることを踏まえると、現行の土地改良制度においては、
 - ① 事業に関する意思決定者及び費用負担者は耕作者を原則（農業委員会の承認により所有者とすることもできる）とするが、一筆につきいずれか一人とされていること
 - ② 老朽化した農業水利施設が増加する中、その機能を最大限に活用するため、施設の管理や更新について適時適切な対応が求められていること
 - ③ 土地改良区は農業水利施設の新設・更新など工事を伴う事業や造成された施設の維持・管理といった、いわば行政の代替組織としての役割を有するが、組合員が減少し、高齢化が進行する中で合併等による体制強化に取り組んではいるものの、組織の弱体化が進行していること
- などの課題が生じている。

【今後の検討の方向性】

- ① 農業・農村構造の変化や多様な地域特性に対応しつつ、将来の地域農業を担う経営感覚に優れた経営体の意向を適切に反映するとともに、地域の貴重な財産である農地や農業水利施設を次世代に適切に継承できるような事業参加資格者（意思決定者及び費用負担者）の在り方
- ② 農業水利施設の整備内容が新設から更新主体となる中で、施設の管理や更新をより円滑に実施することができる制度の在り方
- ③ 農業水利施設等の整備・管理という本来の役割に加え、農地の利用調整や保全管理といった役割の位置付けとそれを支える体制の在り方等を主な切り口として土地改良制度の検証・検討を進める。

3 原料原産地表示

【現状・課題】

- 現在、加工食品について、22 食品群及び4 品目に限定し、原料原産地表示が義務付けられている。
- 生産者や消費者からは、原料原産地の表示義務の対象を拡大すべき等との要望が

寄せられている。

- 製造業者からは、原料調達の実態等を踏まえると、原料原産地の表示義務が強化された場合、対応が困難である等の声が寄せられている。

【今後の検討の方向性】

- 農林水産省では、食品表示制度を所管する消費者庁と共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を1月末に設置し、4月までに4回会合を開催し、検討を進めているところ。
- 引き続き、関係業界や消費者等の幅広いご意見を聞きながら、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。

4 チェックオフ制度の導入

【現状・課題】

- 米国等で実施されている「チェックオフ制度」は、農産物の消費拡大を目的として、法律に基づき、品目ごとに生産者等から拠出金を強制的に徴収し、これを原資として対象品目の販売促進や調査研究等の事業を行う制度であるが、我が国においては、実施されている品目はないことから、制度導入に係る検討すべき論点について、まず、整理を行う必要。
- 具体的には、対象品目をどうするか、生産者の特定をどのように行うのか、生産者からの拠出金をどのように徴収するのか等、様々な論点が想定される。

【今後の検討の方向性】

- 諸外国で実施されているチェックオフ制度を参考に、生産者等が主体的に取り組む国産農林水産物の需要拡大の仕組みについて検討を行う。
- 具体的には、現在、農林水産省において、委託調査事業により、
 - ① 諸外国のチェックオフ制度や
 - ② 国内の業界団体等の販売促進活動について調査を実施しているところであり、我が国においてどのような仕組みが良いのか、まずは、夏を目途に論点の洗い出しを行う。
- 論点を踏まえ、導入する場合の目的を明確にし、仕組みの構築に向けた具体的な検討を進める。

5 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続

【現状・課題】

- 現行の農業災害補償制度は、
 - ・ 自然災害による収量減少を対象とし、農産物の価格低下は対象外

- ・ 対象品目が収量を確認できるものに限定されているため、農業総産出額に占める対象品目の割合は6割程度
- ・ 加入単位も品目ごととなっていることから、農業経営全体をカバーしたセーフティネットとなっていない。

【今後の検討の方向性】

- 現在、平成27年産を対象に、農業者の協力を得て、収入保険の事業化に向けた調査（平成26年中に加入し、平成28年に納税申告）を実施中である。
- その結果も踏まえ、適切に経営管理を行っている農業経営者ためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を検討し、必要な法制上の措置を講ずる。

6 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策

【現状・課題】

- 飼料用米については、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）において、平成25年で11万トンの生産量を平成37年に110万トンとする生産努力目標を設定しているが、平成27年の実績は、42万トンとなっている。
- また、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月閣議決定）において、平成37年までに生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たり生産コストを5割程度低減）する目標を設定したところであり、多収品種の導入割合を拡大するとともに、多収を実現する低コスト栽培技術の導入を促進し、飼料用米の本作化を推進することが課題となっている。

【今後の検討の方向性】

- 食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標（平成37年110万トン）の確実な達成に向けて、生産性の向上と畜産物のブランド力強化が飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現する必要がある。
- 生産性を向上させながら、飼料用米生産の持続的な拡大が可能となる具体的な方策を検討する。

7 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

【現状・課題】

- 本制度の運営に当たっては、
 - ① 平成 28 年度中に対応可能と見込まれる補填財源は約 1,501 億円（通常補填:1,018 億円、異常補填:約 483 億円）となっており、近年の発動実績を踏まえれば、十分な規模の補填財源を確保。
 - ② 通常補填基金（民間）は、平成 20 年度以降、配合飼料価格の高騰時に生産者への補填に充てるため、合計約 1,525 億円を借り入れたが、計画的に借入金を返済してきた結果、平成 27 年度末には、約 704 億円まで減少。

【今後の検討の方向性】

- 補填財源の確保及び計画的な借入金の返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努めるとともに、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、国産飼料の増産及び広域流通の促進、公共牧場の利用率の向上、放牧の推進等の施策を検討する。

8 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討

【現状・課題】

- 肉用牛については、高齢化・後継者不足による飼養戸数の減少等により、繁殖雌牛頭数が減少しており、これが肉用子牛価格の高騰を招き、肥育経営を圧迫していると懸念されている。
- 酪農については、①肉用子牛価格の上昇による乳用子牛から肉用子牛への生産シフト、②後継者不足や雇用労働力の不足等により、酪農家戸数や乳用牛頭数が減少している。
- このため、T P P 協定での関税削減による影響に対応するとともに、畜産物の安定供給を図るためにも、肉用牛、酪農経営における生産基盤の強化と競争力の強化を図ることが課題となっている。
- さらに、肉用牛・酪農の生産基盤の強化のためには、経営コストの 4 ~ 5 割程度を占める飼料費（酪農経営で 46%、肉用牛繁殖経営で 39%）の低減が必要である。

【今後の検討の方向性】

- 肉用牛生産基盤の強化のため、キャトルステーション（子牛育成受託施設）などを活用した地域的な規模拡大、受精卵技術の活用や情報通信技術の活用による和牛生産の拡大を推進すべきであり、そのような取組を加速化するための畜産クラスターの構築その他の具体的な手法について検討する。
- 酪農生産基盤の強化のため、乳用後継牛の確保・育成の促進、分業体制の構築・省力化、飼養管理の適正化、流通の合理化等を推進すべきであり、そのような取組を加速化するための畜産クラスターの構築その他の具体的な手法について検討する。

- 輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産に向けた具体的な施策について検討する。【再掲】

9 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

【現状・課題】

- 工業等の導入により農村地域での就業機会の創出を図る現行制度（農村地域工業等導入促進法）については、制度創設（昭和 46 年）以降、順調に農村地域に企業を誘致し、雇用を生み出してきた。（税制措置が縮減された平成 16 年時点において、同法に基づく団地内で操業する企業数は約 7900 社、雇用者数は約 53 万人であった。）
- しかしながら、誘致対象とする業種が限定されていたことなどから、企業誘致が停滞し、遊休工場用地（造成済）が約 1,400 ha 存在する等の課題が顕在化している。
- また、農村地域で就業機会を創出するため、企業の誘致だけでなく、地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められている。

【今後の検討の方向性】

- 農業の経営安定対策や体質強化対策と併せて、農業関連産業等の導入等、農村地域における就業機会の拡大を図るための総合的な施策について検討する。
- 具体的には、農村地域工業等導入促進法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分に踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討する。